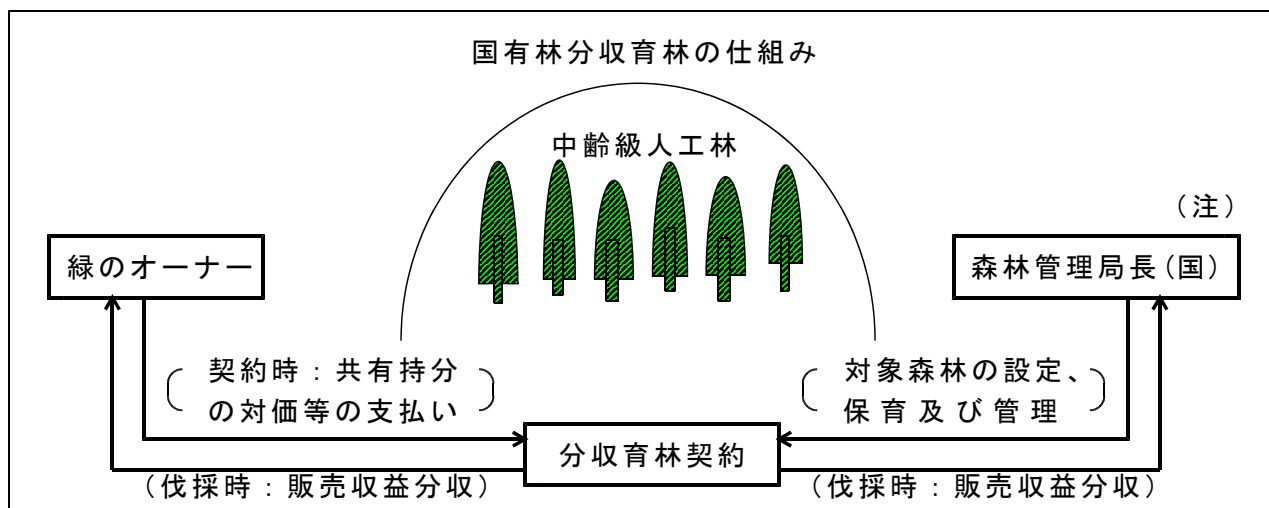


分収育林制度及び分収（主伐）時の具体的な手続き等について

分収育林制度は、国民の皆様のご参加により国有林の森林整備を促進すること等を目的として、昭和59年度に発足いたしました。制度発足以来、延べ8万6千人のオーナーの皆様にご参加いただき、面積2万5千ha、契約口数延べ10万口となっております。

1 分収育林の仕組み

分収育林制度は、生育途上の若い森林を対象に、オーナーの皆様に樹木の持分の対価、保育及び管理に要する費用の一部等（1口当たり50万円又は25万円）をご負担していただき、国とオーナーの皆様が樹木を共有し、一緒に森林を育て、契約期間満了時に分収木を販売してその販売額を持分に応じて分収する制度です。



（注）平成11年3月1日に営林（支）局長が、森林管理局長に変わりましたが、これまでにご契約いただいた分収育林契約は継続されています。

2 契約期間満了に伴う森林の取扱い

これまでオーナーの皆様にご協力をいただき整備してきました森林につきましては、公益的機能の発揮に重要な役割を果たしておりますが、近年、森林に対する国民の皆様の期待や要請が更に多様化したことから、国有林においても、公益的機能の維持増進を旨として、長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期の施業を推進しているところです。

このような観点から、オーナーの皆様と共有している森林につきましても、ご理解をいただきながら長伐期の施業を進めていきたいと考え、契約地ごとにオーナーの皆様全員に同意をいただくことを条件として、皆様と引き続き森林づくりを行うことができる仕組みを導入しました。

つきましては、次のとおり契約書に定める分収（主伐）の時期に行う具体的な手続きを取りまとめましたので、ご理解を深めていただきますとともに、引き続き緑の国土づくりにご支援、ご協力を賜れば幸いです。

3 分収（主伐）時の具体的な手続き

ア 契約箇所ごとに分収（主伐）の時期が近づくと、オーナーの皆様には、森林の取扱いについてご意向をお伺いします。

イ 皆様のご意向がそろわず森林の取扱いが決定できない場合は、再度意向確認を行います。

ウ オーナーの皆様全員が、契約期間の延長又は国による持分の買受けのいずれかに同意される場合は、買受けを希望する皆様の持分を国が買受けた上で、残りの皆様との契約を延長するためそれぞれ必要な手続きを進めてまいります。詳しくは、後述の「（１）契約期間の延長等の手続き」を御参照下さい。

エ また、最初の意向確認でオーナーの皆様全員が分収木の販売を希望される場合又は再度の意向確認で分収木の販売を希望される方がお一人でもいらっしゃる場合は、販売の手続きを進めてまいります。この場合、当初の契約書に基づき一般競争入札（公売）により、共有する樹木（分収木）を販売し、その販売代金を持分に応じて分収いたします。詳しくは、後述の「（２）販売による分収の手続き」を御参照下さい。

オ 分収する金額（分収額）又は国による持分の買受け金額は、契約満了時期のその地域の木材価格の動向（木材市況）等に左右されます。また、契約箇所ごとに樹種、林齢、本数、材積、生育の条件、契約期間等がそれぞれ異なることから、分収額も契約箇所ごとに異なることとなります。

このため、分収額が費用負担額を上回ることも下回ることもあります。仮に、費用負担額を下回っても、下回った分の補償を行うことはできませんのでご理解をお願いいたします。

（１）契約期間の延長等の手続き

ア オーナーの皆様にご意向をお伺いした結果、オーナーの皆様全員が契約延長又は国による持分の買受けのいずれかを希望される場合は、契約延長を希望されるオーナーの方とは契約期間を延長する変更契約の手続きを、国による持分の買受けを希望されるオーナーの方とは持分買受けの手続きを進めさせていただきます。

イ 変更契約により延長される契約期間は、最終的に２０年を予定しておりますが、まず１０年の延長について変更契約の手続きを進めてまいります。延長された契約の終了時には、改めて森林の取扱いについてご意向をお伺いします。

ウ 国による持分の買受けを希望される場合の買受け金額は、森林管理局に設置する学識経験者等により構成される分収育林評価委員会（第三者委員会）の意見を聴いて林野庁（森林管理局）が決定した金額（買受け時点の分収木を立木で評価した金額）となります。

買受け金額での持分の買受けに同意される場合は、国が持分を買受け、契約を終了いたします。一方、お示しした買受け金額での持分の買受けに同意出来ない場合には、再度、契約期間を延長するのか、分収木の販売を希望するのかの確認をさせていただきます。

きます。その上で、分収木の販売を希望されるオーナーが一人でもいらっしゃる場合には、改めて販売に向け一般競争入札（公売）の手続きを進め、いらっしゃらない場合には契約期間を延長する変更契約の手続きをさせていただきます。

(2) 販売による分収の手続き

ア 分収木は、公告による一般競争入札(注1)により販売します。

イ 国は、分収育林箇所の積極的なPR等を通じて、できるだけ多くの方に入札に参加いただくよう最大限努力します。

ウ 入札に当たっては、丸太の市場価格、搬出経費等に基づいて算出した予定価格(注2)を設定し、予定価格以上の価格の中で一番高い札を入れた者を買受者（落札者）として分収木の売買契約を締結します。

なお、予定価格は公表できませんのでご理解願います。

エ 販売代金は、持分の割合に応じて、オーナーの皆様と国が分収することとし、個々のオーナーの方へは買受者（落札者）からオーナーの皆様指定の銀行等の口座に直接振り込む方法により支払われます。

オ 一般競争入札の結果、不落(注3)の場合は、その場で再度入札を実施し、それでも不落の場合は、入札参加者と随意契約(注4)協議を行い、予定価格以上で合意したときは分収木の売買契約を締結します。

カ 一般競争入札を行っても不落となり、随意契約協議が不調となった場合は、森林管理局長等が、その結果をお知らせした上で、場合により、オーナーの皆様に契約延長等についてご意向を伺うことがあります。

キ ご意向をお伺いした結果、販売による分収を希望されるオーナーの方がお一人でもいらっしゃる場合は、販売できるまで一般競争入札を繰り返し行います。

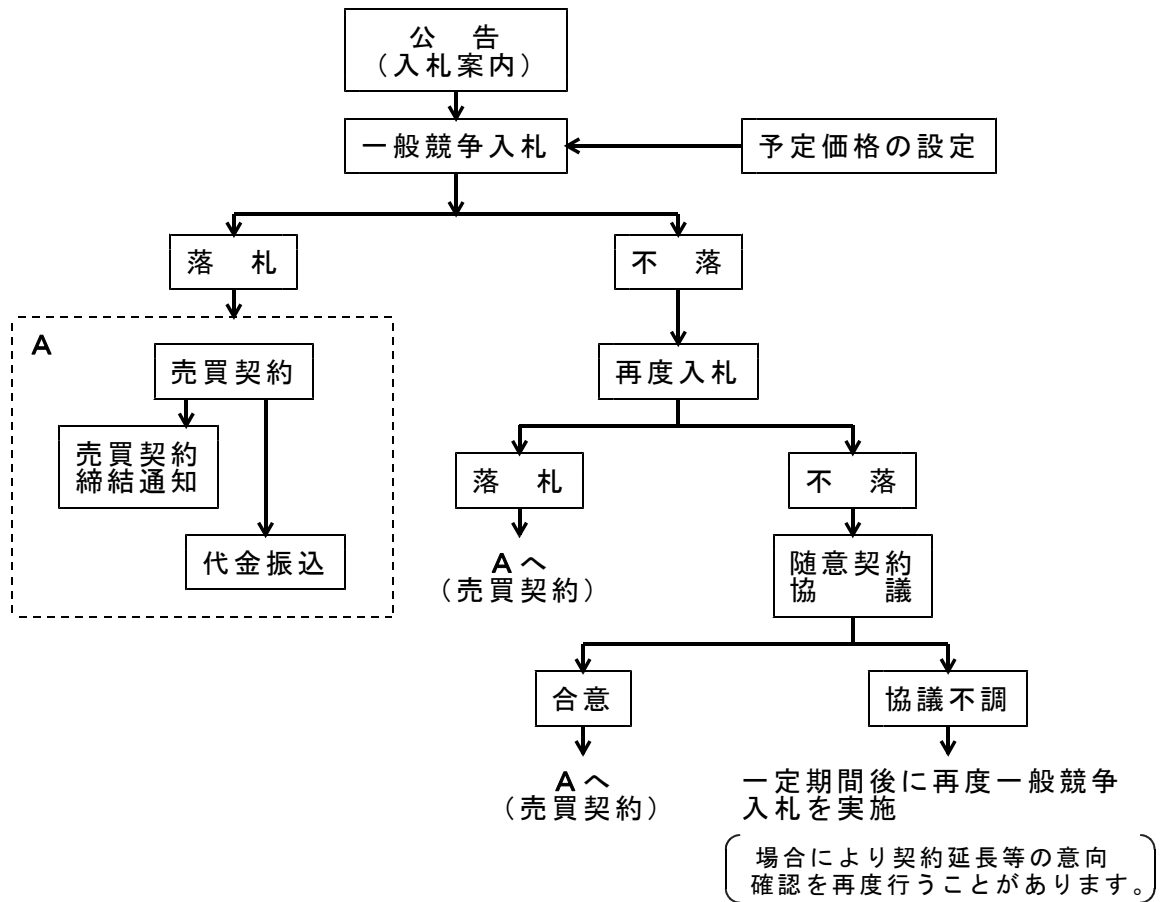
(注1) **一般競争入札**：多数の買受け希望者が、お互いに分からないようにそれぞれの買受け希望額を書いた札を入れ、予定価格以上で一番高い値段の札を入れた者が契約を結ぶ権利を得るという販売の方法です。

(注2) **予定価格**：販売に先立って国があらかじめ定める販売予定価格で、それぞれの箇所に即した算出を行うこととしており、それより安い値段では販売しないという最低販売価格です。予定価格は秘密にされます。

(注3) **不 落**：予定価格以上の入札がなく、販売できない場合をいいます。

(注4) **随意契約**：国が特定の者との交渉により契約を結ぶ方法を随意契約といいます。分収木の販売に当たっては、一般競争入札を実施したものの、入札がないとき又は二度以上の入札でも予定価格に達しなかったときは、その後に予定価格以上の金額で売り払う交渉を行い、交渉がまとまれば随意契約による販売を行います。

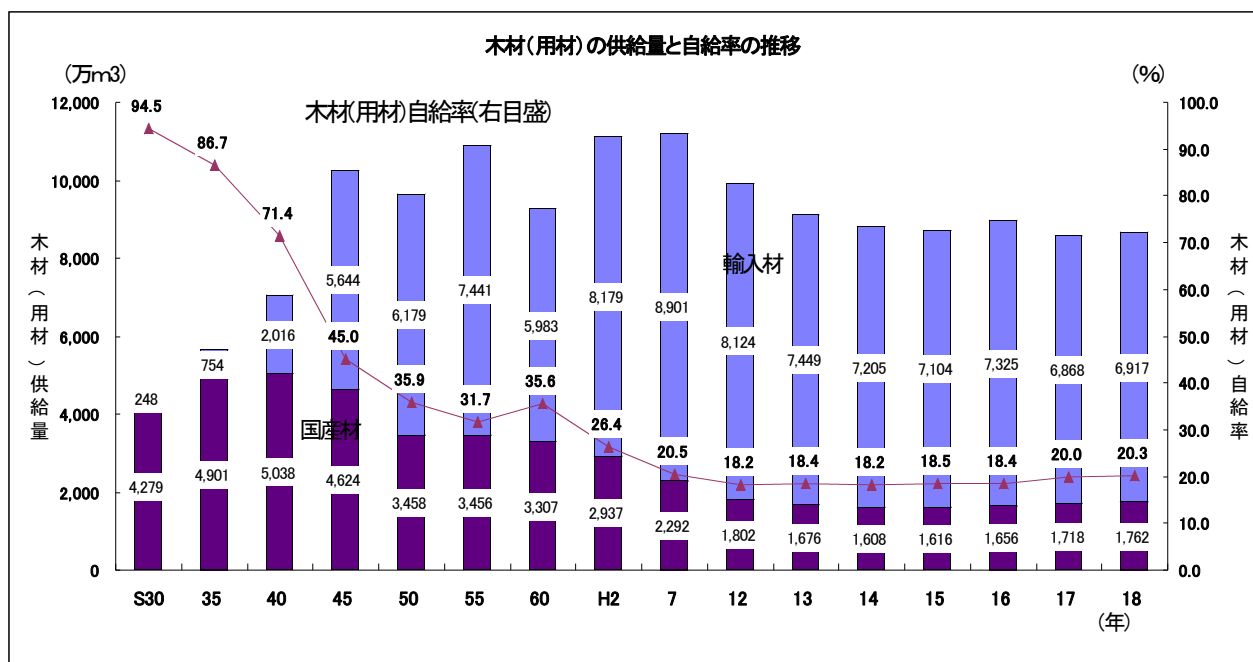
一般競争入札から分収までの流れ



4 林業を巡る状況

(1) 木材需給の動向

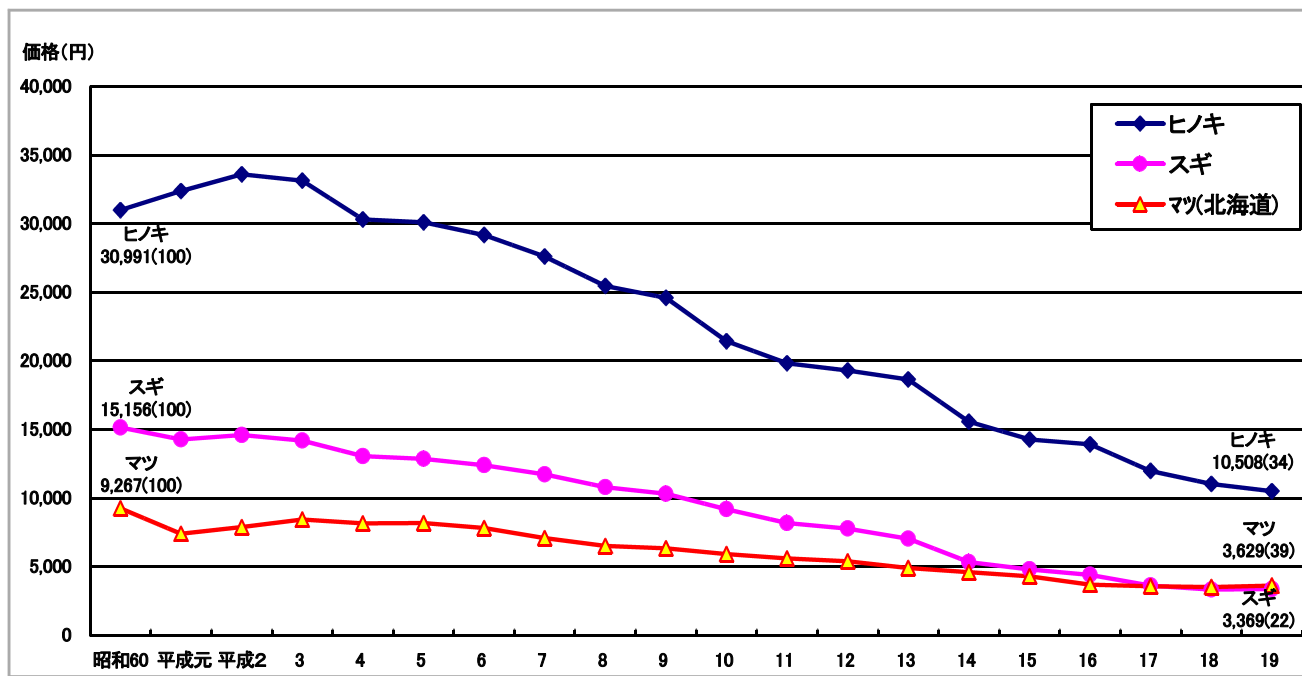
我が国の用材の木材需要量は、平成14年以降9,000万 m^3 を下回っています。国産材供給量（用材）についても、昭和42年をピークに減少を続け、木材の自給率は、平成11年に20%を下回りました。しかしながら、平成15年には増加に転じ、平成18年の自給率は、平成17年に引き続き20%を上回りました。



(資料：林野庁「木材需給表」)

(2) 山元立木価格(全国平均)の推移

山元立木価格(全国平均)は年々下落傾向にあり、昭和60年の価格を100とした場合、平成19年の価格は、スギで22、ヒノキ34、マツ39となっています。



(資料：(財)日本不動産研究所「山元素地及び山元立木価格調」)

(注1)：山元立木価格とは、伐採する前の立木状態での木材価格で、最寄りの木材市場渡しの丸太価格から、伐採や搬出等の生産諸経費を差し引いた価格をいいます。

(注2)：北海道のマツは、トドマツ・エゾマツ・カラマツの平均価格です。

5 提携宿泊施設等の利用と名誉オーナー制の創設

ア オーナーの皆様に、「森林へようこそ」でご案内している提携宿泊施設等については、毎年多くのオーナーの皆様にご利用いただいております。

イ このほか、各森林管理局・森林管理署等においては、オーナーの皆様に森林に親しんでいただくために、植樹祭等イベント参加の機会の提供や森林レクリエーション情報等の提供に努めております。

ウ また、分収により契約が終了するオーナーの皆様に対しては、これまで森林づくりにご参加、ご協力をいただいたことに感謝して、「名誉オーナー制」を創設し、一定期間（５年間）、提携宿泊施設利用等の優遇措置、植樹祭等イベント参加の機会の提供、森林レクリエーション情報等の提供を行っております。